

## 第6章 罰則

### 条例

第45条 第41条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

### 趣旨

本条は、この条例の実効性を確保するため、条例違反者に対する罰則を定めたものである。

### 解釈・運用

本条例は、法令の範囲内で権利義務に係る規制を行うものであり、その違反者に対して罰則を設けることは、条例の実効性を確保するための適正かつ有効な手段である。

地方自治法においては、条例により義務を課したり、権利を制限することができ、かつ、条例中に罰則を設けることが可能であるとしている。

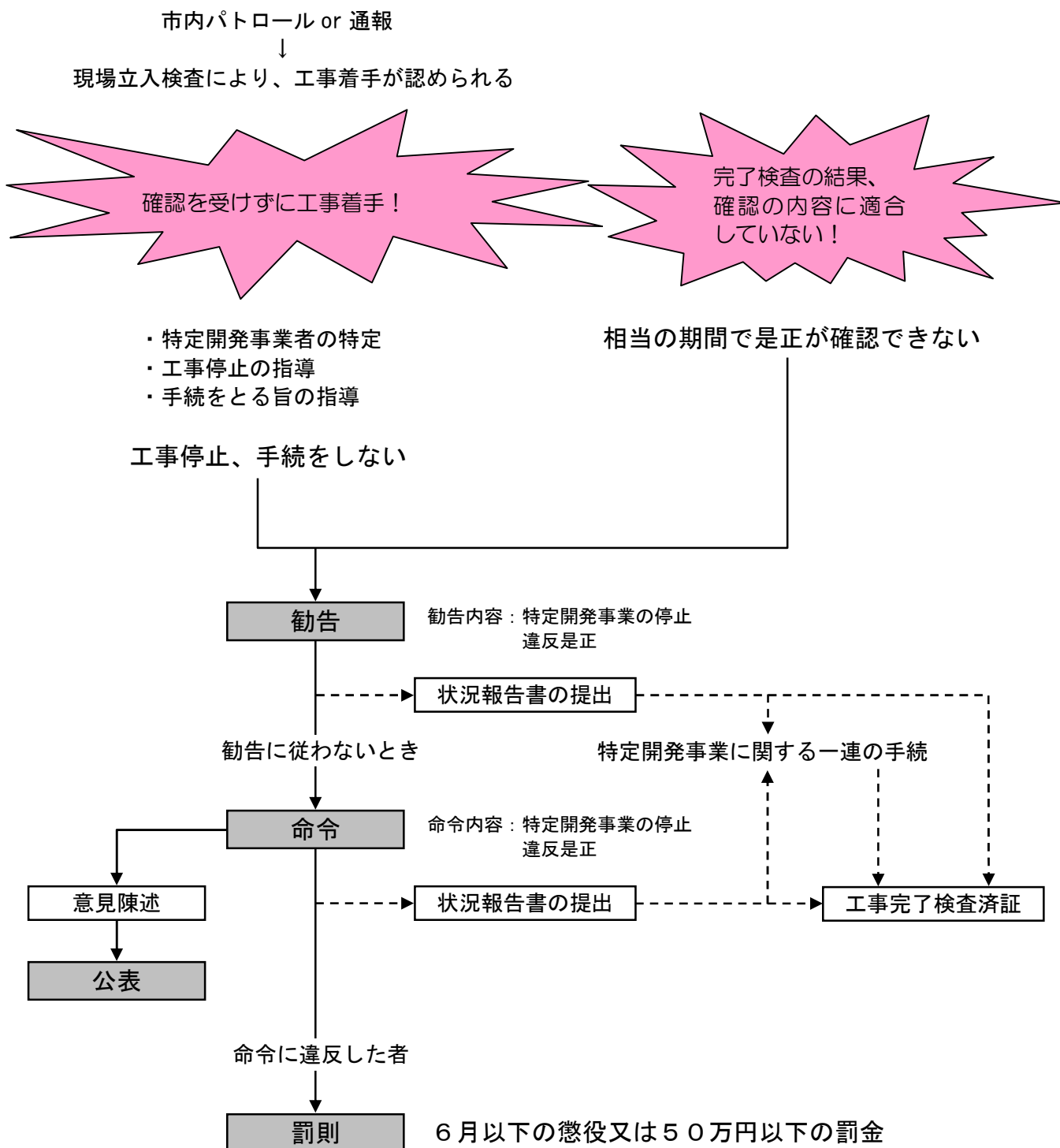
### 地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

## 勧告・命令・罰則フロー



**条例**

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為を行った者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

**趣旨**

本条は、法人の代表者、法人、代理人、使用人その他の従業者が前条の違反行為を行ったとき、その法人又は人に対しても罰則を科すことを定めている。

**解釈・運用**

条例に違反する行為は、その行為を行う者が個人である場合又は行っている者の意志ではなく、その所属する組織の命令に基づき行う場合等があり、その行為を行う違反者である個人を罰するだけでは、条例の実効性を確保できないため、現実の違反者を罰するほか、業務主体である法人又は個人事業主等に対しても罰金刑を科すものである。